

久米島町先導的官民連携事業
事業パートナー公募要領

審査基準書

令和6年10月

沖縄県久米島町

1. 本書の位置づけ

この審査基準書は、久米島町先導的官民連携事業(以下「本事業」という。)を実施する事業パートナーの選定をするに当たって、公募に参加しようとする者を対象に交付する公募要領と一体のものです。審査基準は、優先交渉権者を決定するに当たって、応募者のうち、最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法及び基準等を示し、応募者の行う提案に具体的な指針を与えるものです。

2. 優先交渉権者等の決定の手順

本事業における優先交渉権者等は、次の手順で提案内容を総合的に評価して決定します。

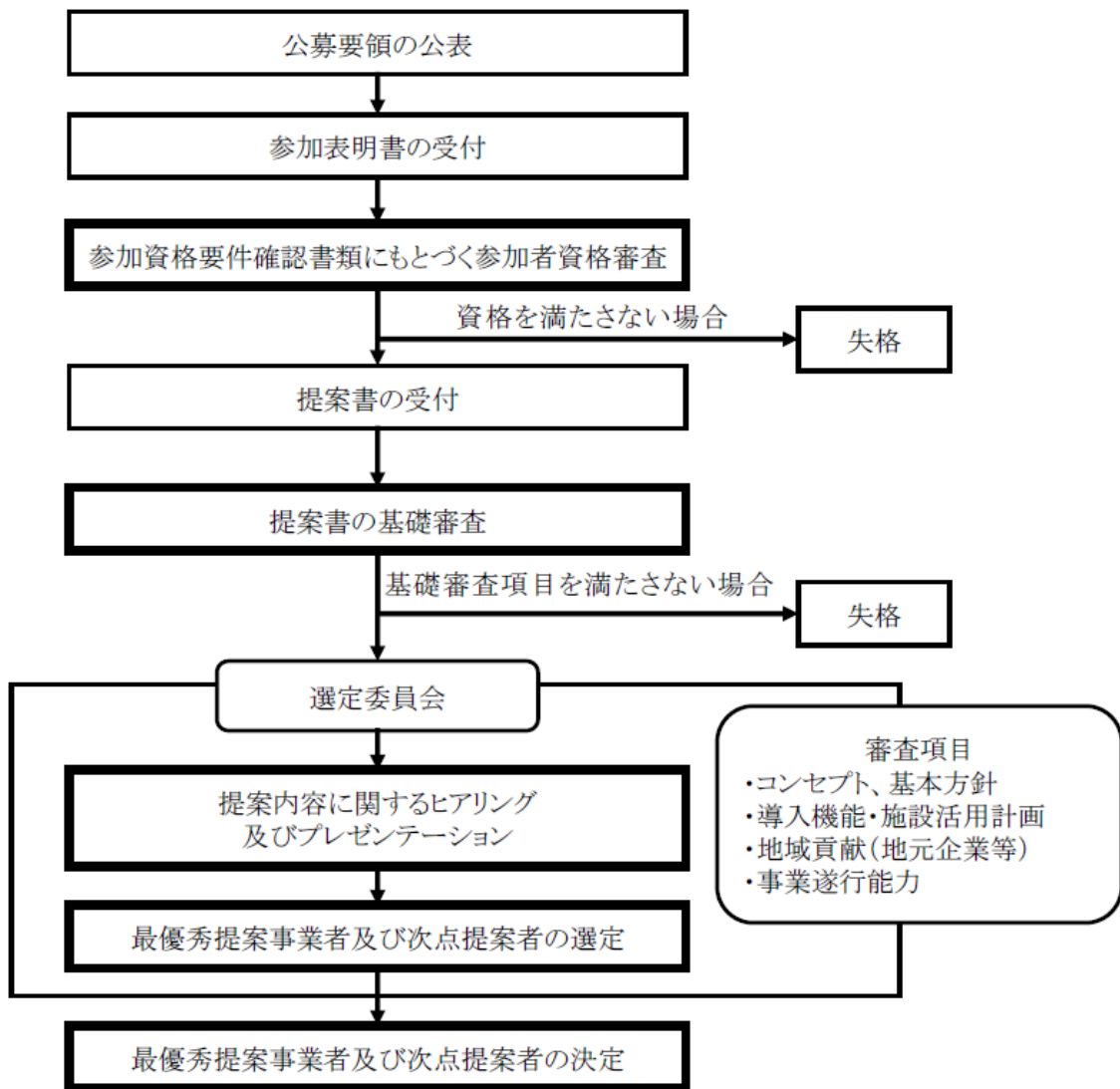


図1 優先交渉権者等の決定の手順

3. 参加資格審査

本町は、参加表明時に提出された資料に基づき、公募要領に記載した応募者が満たすべき参加資格要件について確認し、確認の結果を応募者(応募グループの場合は代表企業)に対し通知します。確認できない場合又は応募者資格を満たさない場合は、失格となります。

4. 基礎審査

本町は、応募者から提出された応募書類が下表に示している事項に該当していないことを確認します。一つでも該当する場合は、当該応募者は失格となります。基礎審査を実施する事項は下表のとおりです。

表 1 基礎審査項目

内容
提案書が公募要領(別添資料を含む。)に定める方法において作成されていないもの (ただし、誤字・脱字等提案内容への影響が軽微なものを除く)
提案が法令又は条例に違反し、修正・差替え等では回復不可能と認められるもの
提案が公募要領に定める各種の要求事項を明らかに満足していないものや、 禁止事項に該当している提案と認められるもの
提案が資金計画、経営計画及び応募者の実績等から到底実現ができないと認められるもの

5. 提案審査

(ア) 提案審査の考え方

審査委員会は、基礎審査を通過した応募者の提案について、提案内容に関して総合的に審査を行います。提案内容については、提案内容審査として「(ウ) 提案内容審査の得点化方法」に従って得点化を行います。審査委員会は、提案内容審査の得点が最も高い提案を行った応募者を最優秀提案事業者として、二番目に高い得点を得た応募者を次点提案事業者として選定し、以下、得点順に順位付けを行います。

(イ) 提案審査の審査項目及び配点

提案審査の審査項目及び配点については、表2「提案審査の審査項目と配点」のとおりです。提案審査の審査項目及び配点については、本町が本事業に対して民間の創意工夫の発揮を期待する度合いを勘案して設定しています。なお、こちらの審査項目は本事業のいずれの施設の提案に対しても適用されるものとします。

表 2 提案審査の審査項目と配点

審査項目		配点
I 事業実施の方針	①事業コンセプト(基本方針)	30
	②事業遂行能力及び事業リスクへの対策	30
	③資金調達及び長期事業計画	20
	④地域経済の活性化及び地域企業との連携	20
II 対象施設の機能の方針	①対象施設の導入機能	30
	②対象施設で提供するサービス内容・提供方法	30
	③事業スキーム及び事業スケジュール	30
III 追加提案	①追加提案	10
合計		200

(ウ) 提案内容審査の得点化方法

提案内容審査においては、表3「審査項目毎の評価の視点」に示す審査項目ごとに審査を行い、表4「提案内容審査の各項目の得点化方法」に示す5段階評価による得点化方法により得点を付与します。

表 3 審査項目毎の評価の視点

審査項目	評価の視点	
I 事業実施の方針	①事業コンセプト(基本方針)	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の趣旨を十分に理解し、具体的なコンセプトや対象エリアの将来像を明確に描けているか。 ・第3次久米島町観光振興基本計画等の主旨を踏まえた計画であるか。
	②事業遂行能力及び事業リスクへの対策	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な事業実施に向け、応募者の役割分担が明確に示されているか。 ・提案した事業内容に関する重要なリスクを認識しており、当該リスクが顕在化した場合の具体的な対応策が検討されているか。
	③資金調達及び長期事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施にあたっての資金調達に関する工夫や具体的な方策が示されているのか。 ・長期事業計画について安定性の高いものにするための工夫が示されているか。
	④地域経済の活性化及び地域企業との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活用する等、地域産業の活性化に向けた具体的な取り組みが示されているか。 ・地域の雇用創出及び地元企業との連携・参画を促す具体的な取り組みが盛り込まれているか。

II 対象施設の機能の方針	①対象施設の導入機能	・対象施設に求める活用方針及び事業コンセプトを十分に踏まえ、対象施設に具備する導入機能についての考え方や具体的なハード面での計画(空間構成や空間イメージ等)が示されているか。
	②対象施設で提供するサービス内容・提供方法	・対象施設に具備する導入機能について、利用者満足度を確保するための具体的なサービス内容についての考え方や具体的な提供方法(サービス提供主体の分担案等)が示されているか。
	③事業スキーム及び事業スケジュール	・対象施設の事業化を実現するための官民の適切な役割分担を前提とした事業スキーム及び事業化に向けた事業スケジュールの想定が具体的に示されているか。
III 追加提案	①追加提案	・公募要領に定められていない事業範囲の中で、町の観光振興に寄与する追加提案がされているか。

表4 提案内容審査の各項目の得点化方法

判断基準	評価	得点化方法
・当該審査項目について、特に優れた提案である。	A	配点×1.00
・当該審査項目について、優れた提案である。	B	配点×0.75
・当該審査項目について、標準的な提案である。	C	配点×0.50
・当該審査項目について、やや劣っている提案である。	D	配点×0.25
・当該審査項目について、劣っている提案である。	E	配点×0.00

(得点:小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを算出)

(エ) 評価基準点

評価基準点を120点とし、提案内容審査点が120点未満の場合は失格とします。

(オ) 最優秀提案事業者及び次点提案事業者の選定

最高得点者が複数となる場合は以下の通りとします。

- ① 提案内容審査における得点が高い方を最優秀提案事業者として選定します。
- ② 提案内容審査の得点が同点となる提案が複数ある場合は、以下のとおりとします。
 - A) 提案内容審査のうち、「II 対象施設の機能の方針(90点)」の得点が高い方を最優秀提案事業者として選定します。
 - B) 上記アの得点が同点である提案が2以上ある場合は、「I 事業実施の方針(100点)」の得点が高い方を最優秀提案事業者として選定します。
 - C) 上記A及びBの得点が同点である提案が2以上ある場合は、当該応募者によるくじ引きにより最優秀提案事業者を選定します。

6. 優先交渉権者等の決定

本町は、審査委員会による最優秀提案事業者及び次点提案事業者、それ以降の順位の選定を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。